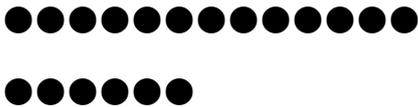


議案第 2 2 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方



2 損害賠償の額及び和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し倒木による住宅の破損に係る損害賠償金として 1, 074, 725 円を支払う。
- (2) 上記損害賠償金を受領した場合、その余の請求を放棄し、市に対し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求又は訴訟の提起を行わない。

3 経緯

令和 4 年 4 月 2 7 日、強風により鐮木緑地保全地区内の樹木が同緑地に隣接する相手方住宅に倒れ、同住宅の屋根を破損した。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

佐倉市長 西 田 三十五